



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(福祉保健局総務部職員課)…二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…三
- 東京都立中央図書館の休館……………四
- 東京都立多摩図書館の休館……………四
- 権利変換計画の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…四
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…四

告示

●東京都告示第千四百七十六号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五

条第四項の規定に基づき虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
 令和三年十二月十五日
 東京都知事 小池百合子

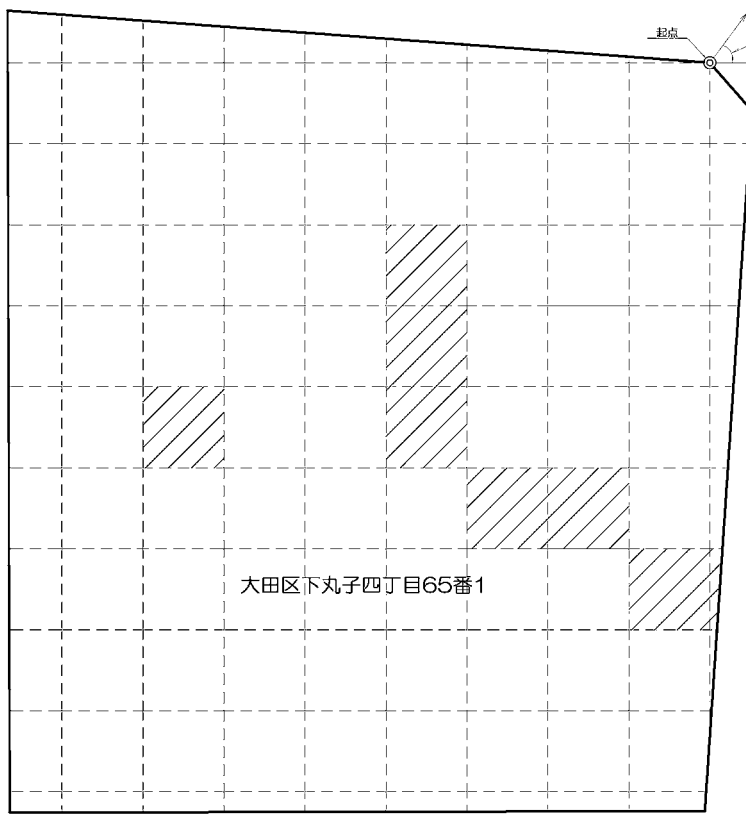
●東京都告示第千四百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 令和三年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区下丸子四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



北
 53度7分48秒
 起点

【起点】
 起点は、大田区下丸子四丁目65番1の最北端とする。

【格子の回転角度（53度7分48秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

大田区下丸子四丁目65番1

凡 例	
	敷地境界
	単位区画線
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百七十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
 施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
 に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の
 額を次のとおり告示する。

令和三年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	宿泊療養施設健康管理専門員	日額	（日勤）16,900円
			（夜勤（ローテ））38,150円

附則

この告示は、令和三年十二月十六日から施行する。

●東京都告示第千四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340953885	有限会社天龍薬局	東京都品川区旗の台1-6-16	天龍薬局	東京都品川区旗の台1-6-16	居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1340953885	有限会社天龍薬局	東京都品川区旗の台1-6-16	天龍薬局	東京都品川区旗の台1-6-16	介護予防居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1371109487	株式会社SUNNY'S	東京都大田区南久が原2-1-20 セザールプラザ久が原102号室	サニーズケア 大田	東京都大田区南久が原2-1-20 セザールプラザ久が原102号室	居宅介護支援	令和3年8月1日
1342155760	有限会社ヤジメメディカルブレーション	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 ミルデイス薬局	東京都足立区千住3-98 ミルデイスII番館1階	居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1342155760	有限会社ヤジメメディカルブレーション	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 ミルデイス薬局	東京都足立区千住3-98 ミルデイスII番館1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1335440581	里中 英樹	東京都千代田区富士見2-7-1 ブラウドタワー千代田富士見2411	さくら歯科クリニック	東京都西東京市柳沢1-1-26 山崎コーポ2階	居宅療養管理指導	令和3年10月1日
1335440581	里中 英樹	東京都千代田区富士見2-7-1 ブラウドタワー千代田富士見2411	さくら歯科クリニック	東京都西東京市柳沢1-1-26 山崎コーポ2階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月1日

告示(教)

●東京都教育委員会告示第五十九号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

令和三年十二月十五日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和四年一月四日、同月五日、同月二十一日、令和四年二月十八日及び同年三月十八日
二 理由 図書資料の特別整理及び設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第六十号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十一条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和三年十二月十五日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和四年一月二十一日、同年二月十八日及び同年三月十八日
二 理由 設備等の保守点検のため

公告

権利変換計画の変更について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十二月十五日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小池 百合子

- 一 第一種市街地再開発事業の名称 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

- 二 施行者の名称 東京都

- 三 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクウェア 東京都第一市街地整備事務所

- 四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 中央区晴海五丁目の一部

- 五 権利変換計画の認可を受けた年月日 平成二十八年四月二十六日

- 六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日 令和三年十一月二十四日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和三年十二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

- 東村山市久米川町五丁目十一番二十九、同番二十九地先、同番三十、十二番九十六及び同番九十七
武蔵村山市伊奈平五丁目一番地の三
株式会社大岸ホーム
代表取締役 豊泉 俊

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番二号 郵便番号 163-8001 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

